

# 要約筆記派遣 利用のしおり 宇治市

～ 個人で申し込まれる方へ～

宇治市では、聴覚障害のある人に文字を書いてコミュニケーション支援をする要約筆記者の派遣を行います。(平成22年4月1日から個人派遣を開始)

このパンフレットでは、要約筆記の派遣を円滑にご利用いただくために、派遣依頼の方法などをご紹介します。

## 申し込み方法

申請書を提出します。(障害福祉課へ。FAX番号などは下記に記載)

提出はファックスのほかに、郵送、直接持参でも構いません。

派遣する要約筆記者を調整

派遣が決定したら、派遣する要約筆記者の氏名の連絡が入ります。

## 申し込み先

**障害福祉課 FAX22-7177(TEL 21-0419)**

**受付時間：月曜日～金曜日(8時30分～午後5時15分)**

上記受付時間や、土・日・祝日、年末年始に届いたファックスは受信のみになり、派遣調整は平日になってから行います。

郵送の場合・・・〒611-8501(住所省略可)宇治市役所 障害福祉課

## 1週間前までに申し込みを

事前に予定がわかっている場合は、できるだけ早く申し込みをしてください。

申し込み後に派遣が不要になったときは、速やかに連絡してください。

直前のご依頼の場合、お断りする場合があります。(緊急時を除く)

## 緊急時の対応

救急の病気・事故など、緊急を要する場合は、時間外、土・日・祝日、年末年始であっても対応します。「緊急」と依頼してください。

**緊急時の申し込み先・・・警備員室(FAX 20-8780)**

緊急時であっても平日8:30～17:15なら、FAX22-7117へ。

## 派遣できる例

公的機関主催の講演、講座  
宇治市難聴者協会その他の福祉関係団体主催の会議など  
医療機関での受診・相談  
冠婚葬祭、自治会活動など、社会生活上必要な場合

ただし、「家族の筆談協力が得られる場合」「現地での筆談協力が得られる場合」は対象外となります。

## 派遣できない例

家族の筆談協力が得られる場合  
現地での筆談協力が得られる場合  
営利活動、宗教活動、政治活動

### 【その他】

・個人の秘密は固く守ります

要約筆記者には「守秘義務」があり、要約筆記業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らすことは禁止されています。派遣の内容や個人の秘密は固く守ります。

## 問い合わせ

宇治市障害福祉課

FAX 22 - 7117 ・ TEL 21 - 0419